

東三河懇話会の細則

第1条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 法人会員及び個人会員は1口月額金10,000円。特別会員は1口月額金6,500円。
- (2) 月会費の3分の1は、公益社団法人東三河地域研究センターの会費とする。
法人会員会費及び個人会員会費は6ヶ月分で20,000円、1年分で40,000円、ならびに特別会員会費は6ヶ月分で13,000円、1年分で26,000円を公益社団法人東三河地域研究センターの会費とする。

第2条 月会費は6ヶ月分前納とする。ただし、期の途中で入会した会員からは、月割りにて会費を徴収することができる。

第3条 会員で1口以上の会費を納めるものは、1口について1名の氏名を届け出ることにより、本会が主催する各種行事に参加することができる。但し、10名を限度とする。

第4条 本会施設の利用については次のように定める。

- (1) 本会施設の利用についてはあらかじめ事務局長の承認を得るものとする。
- (2) 会員及び同伴者は本会の施設内において本会の目的に反する言動をしてはならない。また、器具備品等を損傷したときはこれを弁済するものとする。

第5条 本会の事務取扱規則その他の必要事項は別にこれを定める。

第6条 本細則は昭和43年10月15日から施行する。

(昭和46年、48年、50年、52年、54年、56年、57年、58年、61年、63年、平成2年5月、平成3年5月、平成7年7月、平成13年6月、平成14年6月、平成24年6月一部改訂)